

お客様がWeb申請出来ない場合の代行手続きについて

次のような場合、セットアップ登録店がお客様に代わり、「ETCセットアップ申請サイト」への申請登録とセットアップ申し込みを代行することが出来ます。

- お客様がWeb申請する機器（スマートフォン、PC等）をお持ちでない場合
- お客様がメールアドレスをお持ちでない場合 など

代行方法

- ①お客様から「ETC/ETC2.0セットアップWeb申請に関する委任状」（以下「委任状」）を取得し、セットアップ登録店が申請を代行することの承諾を得ます。お客様との間に代理人が介在する場合も、代理人を通じお客様から「委任状」を取得して下さい。（「委任状」のひな形は運用開始にあわせ「セットアップ管理情報サイト」からダウンロード可能となる予定です。）
- ②お客様が車検証上の使用者であるかの本人確認を免許証等により行います。代理人が来店した場合は、代理人の本人確認を行い、「委任状」に記載された代理人であるかを確認して下さい。
- ③「委任状」の記載に基づき、セットアップ登録店のPC等で、店舗のメールアドレスを使って代行申請を行ってください。
- ④セットアップが完了したら「委任状」のセットアップ登録店記入欄にセットアップ実施日を記入してください。
- ⑤「委任状」は、原本またはPDFファイルで5年間保管して下さい。

【補足】

- ひな形とは別の書式を用いたり、お客様から代行を依頼されたことを証明出来る記録（電子的なものを含む）により「委任状」の代わりとすることも可能です。但しその場合は、委任状に記載される以下の事項について記録し、記録された内容が5年間保存されるようにしてください。
 - 依頼日
 - 申請者（車検証等に記載の使用者本人）住所・氏名（※）・連絡先 ※法人の場合は「法人名+担当者氏名」
 - 代理人がいる場合は、代理人の住所・氏名・連絡先
 - 申請者が以下の関係規程類を承諾し、ETC車載器又はETC2.0車載器のセットアップ申請を店舗（代理人）に委任すること
 - ・ 個人情報取扱規程
 - ・ ETCシステム利用規程
 - ・ ETC2.0車載器DSRC部使用規程
 - ・ 車載器のID付プローブ情報の利用および取り扱い方針
- 同じお客様から複数台数のセットアップ申込みがある場合、台数、期間等を明記した任意様式の書類をお客様から別途受領することにより、1台毎の「委任状」ではなく、まとめて1枚の「委任状」で対応することが可能です。その場合、登録店は受領した書類を「委任状」とセットで保管してください。

【注意事項】

- セットアップ証明書は店舗が印刷してお客様に引き渡す等により、確実にお客様に届くようにしてください。
- 「委任状」の原本（又はPDF）は5年間保管してください。